

学校の環境学習講座サポート事業実施要項

1 目的

学校が開催する様々な環境問題に関する学習会等に、専門的知識や豊富な経験等を有する指導者を派遣し、広く県民の環境学習の推進に資する。

2 主催

公益財団法人 山口県ひとつづくり財団

3 実施対象

県内の小・中・高等学校

4 内容

環境問題に関する講演会や自然観察会等（以下「環境学習講座」という。）に指導者を派遣する。

〈環境学習講座の内容〉

- 地球環境とくらし（地球温暖化防止、再生可能エネルギーなど）
- 廃棄物の3R（学習、リサイクル工作など）
- 自然観察（樹木や植物の観察、海や川の生き物観察など）
- その他環境に関すること

5 経費

環境学習講座の開催に係る経費のうち、指導者の謝金及び旅費、消耗品等を予算の範囲内で負担する。

6 実施申込等

環境学習講座の実施を希望する学校は、実施日の30日前までにサポート事業実施申込書(別紙様式1)を県民学習部環境学習推進センター(以下「センター」という。)に郵送又はFAXにより送付すること。

7 決定通知

環境学習講座の実施が決定した場合は、センターはサポート事業実施決定通知書(別紙様式2)を申請者に速やかに送付する。

8 実施報告書の提出

環境学習講座が終了した場合、申請者は速やかにサポート事業実施報告書(別紙様式3)をセンターに提出すること。

9 その他

- (1) 環境学習講座の実施が決定した後、申請者は指導者との調整（内容、時間等）を行うこと。
- (2) 本要項は、平成27年4月1日から施行する。